

(公財) 日本スケート連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <https://skatingjapan.or.jp/jsf/>

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--------------------------------|--|--|---|
| 1 | 〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | <p>(1) 長期計画に類するものとして、日本スケート連盟（以下「JSF」という）は、2019年4月、10年後の創立100周年に向けて「JSF VISION 2019」を公表した。</p> <p>これは、「より強く、より盛んで、より愛されるスケート競技の未来を実現しようとする」ものであり、具体的には、「スケート王国、ニッポンの樹立」というビジョンを掲げ、次の4つのミッションを策定し、「Skate Forward」をスローガンに取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①競技力の向上 ②スケートファミリーの拡充 ③スケート環境の整備 ④冬季オリンピック・パラリンピック ムーブメントの推進 <p>なお、このビジョンの策定に当たっては、役職員だけではなく、加盟団体にアンケートを行うなど幅広く意見を募った上で理事会の承認を得、評議員会への報告・確認を行い、2019年4月開催の創立90周年記念祝賀会において会長から発表したものである。</p> <p>(2) 連盟ホームページで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/assets/file/jsf/jsf90th_r1.pdf</p> <p>また、「JSF VISION2019」については、大型ビジョン用のコンテンツを制作し、2019/2020シーズンから主要大会で周知している。</p> <p>(3) JSFの活動をさらに発展させ、スケート競技を通して社会やスケートファミリーとの繋がりを強くすることを目的に、エンブレムデザインをリニューアルし、2021年9月に公表した。 https://www.skatingjapan.or.jp/whatsnew/detail.php?id=99</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・JSF VISION 2019 ・会報 ・HP参照 |
| 2 | 〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | <p>(1) 事務局は職員数が少ないため、人材の採用・育成計画は特に作成していないが、現在は13名の職員が在籍している。人材の採用・育成の計画は、公表を前提とした計画として、現状では策定していないため、2024年3月までに対応する。</p> <p>(2) 競技の現場については、スピード部、フィギュア部、普及部がそれぞれ担当しており、事務局員や加盟団体と連携し、各部の体制を整備するとともに、関係者への定期的な研修を実施し、組織の強化に取り組んでいる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・職員動態表 |
| 3 | 〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | <p>(1) 國際スケート連盟が主催する國際大会をJSFが主管することにより収支計画が大幅に変動するため、中・長期計画は作成していないが、各年度ごとに事業計画、収支予算を策定し、理事会での審議・承認を得てHPで公表している。</p> <p>(2) マーケティングについては、マーケティング委員会の諮問に基づき、4年をスパンに「JSFマーケティングプログラム」にご応募いただいた企業と「オフィシャルパートナー」として連携しており、2022年7月から4年間の契約更新を行った。また、選手の肖像権等の適切な管理を行うことや寄附金制度を充実し、財務の健全性を確保している。</p> <p>また、新エンブレムの制定に伴い、新たなマーケティングビジネスの展開に取り組んでいく予定。</p> <p>(3) 國際大会は概ね2～3年前に決定するので、マーケティングプログラムの更新時に合わせ4年ごとに収支計画を作成することとし、2022年7月（2022年度）に策定した。しかしながら、國際大会の開催計画が遅れているため、精緻な計画に至らなかつたことから、大会計画の発表に合わせ、順次修正しながら対応している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・組織図・定款 ・経理規程 ・特定費用準備資金等取扱規程 ・マーケティング委員会規程 ・オフィシャルサプライヤー委員会規程 ・賞金等の取扱規程 ・寄附金等取扱規程 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|-------------------------------------|--|---|---|
| 4 | 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | (1) 外部理事及び女性理事の目標割合を定めた基準はないが、2022年9月の改選により、外部理事の割合は25%、女性理事は、32%に改善した。 理事は、定款第26条において20名以上25名以内と定めており、その内訳は細則第2条で、加盟団体代表としてのブロック理事7名、学識経験者としてスピード部門及びフィギュア部門からそれぞれ2名、普及部門から1名の計5名、一般学識経験者は13名以内と定めている。 JSFは、一般学識経験者を外部理事と認識しているが、上記の割合はその内、加盟団体役員及び競技者登録に関わる者を除いた割合である。 (2) GCの定める外部理事（25%以上）及び女性理事（40%以上）の目標割合を達成するためには、理事選任の仕組みや理事会の構成に大きくかかわることから、加盟団体などの意見を聴取し、2024年9月の理事改選時までに制度と目標割合を機関決定するとともに関連規程を整備する。 | ・組織図 ・定款 ・細則 ・役員名簿 |
| 5 | 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFIにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | (1) 評議員については、細則第5条で(1)加盟団体代表48名以内(都道府県加盟団体各1名および学連)(2)学識経験者17名以内（スピード、フィギュア、普及各部門各若干名のほか中体連、高体連各1名を含む）と定めているが、外部評議員及び女性の割合は定めていない。 現在、評議員数は54名で、外部評議員の定義は特になく、女性評議員は22%となっている。 (2) 評議員の構成は、JSFの組織の根幹に関わることなので、多様性を確保する観点から目標割合とその設定に向けて加盟団体と慎重に協議・確認し、現在の評議員の改選時である2024年9月までに、制度と目標割合を設定することとし、関連規程を整備する。 | ・細則 ・評議員名簿 |
| 6 | 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | (1) アスリート委員会を設置しており、年に1回以上委員会を開催することになっているが、2022年度は北京リンピックもあたため、委員会の開催を含め十分な活動ができなかった。 (2) アスリートの意見を組織運営に反映させるため、委員長は理事の中から選任する旨定めている。また、アスリート委員会の構成は、性別や競技のバランスを考慮し、スピード、フィギュア、ショートトラックの現役アスリートについては男女各1名を選任することとしている。 (3) 北京オリンピックの終了後、現役を引退した選手がいること、並びに理事の改選による異動に伴い、現任の委員長が退任したこと等からアスリート委員会のメンバーについても一部変更した。 | ・アスリート委員会規程 ・アスリート委員名簿 ・アスリート委員会議事録 |
| 7 | 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | 理事は、定款第26条において20名以上25名以内と定めており、その内訳は細則第2条で加盟団体代表としてのブロック理事7名、学識経験者としてスピード部門、フィギュア部門からそれぞれ2名、普及部門から1名の計5名、一般学識経験者は13名以内と定めており、適正な規模と考えているが、理事会の役割、責務を果たすための知識、経験、能力を備えた理事をバランス良く配置するための制度について、2024年9月の理事改選時までに対応する。 理事会は年に10回以上開催し、適時・適宜に議案の審議を行っているが、更なる実効性の確保と緊急時の対応等を考慮し、新たな意思決定機関の創設も検討していく予定。 | ・役員名簿 ・専門委員会名簿 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|-------------------------------------|--|---|--|
| 8 | 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | (1) 細則第3条で理事及び監事は、70歳未満と定めている。 (2) 年齢の基準日は、改選時の7月1日現在とし、任期期間中において満70歳を迎えた者は、その任期期間は役員として在任することとしている。 | ・細則 ・70歳以上の理事選任の承認理事会議事録 |
| 9 | 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること | 理事の再任回数の制限する規則・規程はない。在任期間が10年を超える理事は3名いる。 ガバナンスコードにおける再任回数の上限を踏まえ、激変緩和措置を考慮しつつ2024年9月の理事改選時までに選任回数の上限を適用すべく規程を整備する。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 2022年9月の役員改選において、在任期間が10年を超える理事3名を選任したが、重要な国際競技会向けた競技力の向上と、ガバナンスコードの求める適切な組織運営を確保するための体制を整備するため、当該理事が在任することが必要不可欠であるという組織合意を得て、激変緩和措置を適用した。 | |
| 10 | 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | 役員候補者選考委員会のメンバーは、細則第4条で現任の会長、副会長、専務理事、総務本部担当理事、及び事業本部担当理事と定めている。 この中には有識者、女性も含まれているが、GCの求める「独立した諮問委員会としての役員候補者選考委員会」の性格を担保するため、制度設計を含めメンバーの在り方を検討し、2024年9月の役員改選時までに役員候補者選考委員会規程を整備する予定。 | ・細則 |
| 11 | 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである | (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | コンプライアンス規程及び倫理規程を整備・運用している。 | ・コンプライアンス規程 ・倫理規程 ・処分手続規程 ・職員服務規程 |
| 12 | 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 定款をはじめ各種規程を整備している。 | ・定款 ・細則 ・評議員選定委員会運営規定 ・評議員選定委員会委員名簿 ・競技者資格規程 ・理事会規程 ・各部運営規則 ・コンプライアンス規程 ・倫理規程 ・管理規程 ・事務局規程 ・職員服務規程 ・定年後再雇用規程 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------|---|---|--|
| 13 | 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | 各種規程を整備している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・個人情報保護規範 ・内部通報者保護規程 ・管理規程 ・事務局規程 ・経理規程 ・印章取扱規程 ・文書取扱要項 ・職員服務規程 ・賃金規程 ・基本給の取扱いに関する細則 ・退職金規程 |
| 14 | 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」「役員旅費規程」並びに 職員の「職員服務規程」「賃金規程」「退職金規程」「職員旅費規程」等を定めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ・役員旅費規程 ・職員服務規程 ・賃金規程 ・退職金規程 ・職員旅費規程 |
| 15 | 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | 定款において、JSFの資産及び会計について定めているほか、各種規程を整備している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・経理規程 ・特定費用準備資金等取扱規程 ・事務局規程 ・寄附金等取扱規程 |
| 16 | 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | <p>(1) 細則第18条において、競技者登録料及び加盟団体の分担金について定めている。</p> <p>(2) マーケティング委員会及びオフィシャルサプライヤー委員会規程を設けている。</p> <p>(3) 競技者資格規程において、①肖像権の使用制限、②JOCが行う選手強化キャンペーン事業への協力義務、③国際競技会等での指定したユーフォームの着用義務④金品の受領制限を定め、賞金等の取扱規程によりJSFが收受する管理料について定めている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・細則 ・マーケティング委員会規程 ・オフィシャルサプライヤー委員会規程 ・競技者資格規程 ・賞金等の取扱規程 ・寄附金等取扱規程 |
| 17 | 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | <p>(1) 每年、国際競技会派遣選手選考対象競技会及び派遣選考基準を理事会で決定し、HPで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/whatsnew/detail.php?id=149</p> <p>(2) 国際競技会への派遣選手の選考は、国際競技会派遣選手等選考手続規程により、理事会からの受任に基づき選考対象競技会終了後の選考委員会で決定し、競技会終了後速やかにHP等で公表している。また、その後最初の理事会へ報告し、会報に掲載している。</p> <p>(3) 強化選手及び強化スタッフについては、スピード、ショートトラック、フィギュアの強化委員会の提案に基づき、理事会の承認を経て決定し、強化選手についてはHPで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度(2022/2023シーズン) 国際競技会派遣選手選考基準 ・国際競技会派遣選手等選考手続規程 ・HP参照 ・強化選手選考基準 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--------------------------------|--|---|--|
| 18 | 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | (1) 審判員・技術役員の資格認定に当たっては、習得すべき基本事項を定め、認定手続きについても明確にし、公正かつ公平に行っている。 (2) 審判員・技術役員の国内・国際大会への派遣は、有資格者本人に参加の可否をアンケートで確認し、フィギュアは「規約部審判審議委員会」で、スピードは「公認審判員審査委員会」で利益相反等も考慮し派遣案を作成、フィギュア委員会とスピード委員会でそれぞれ審議決定している。 (3)国内大会においては、大会終了後レフラーが大会報告書を作成し、公正・公平性を担保している。 | ・フィギュアスケーティング審判員及び技術役員資格認定に関する規則、フィギュア委員会機関各部委員・部員名簿 ・スピードスケート競技公認審判員規則、スピード部委員会組織図 ・利益相反ポリシー ・利益相反管理規程 |
| 19 | 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること | (1) JSFIは会計監査人の設置法人である。 (2) 日常的な相談ルートとして、弁護士、社会保険労務士、公益会計に係る外部コンサルタントと顧問契約を締結しており、日常的に相談や問い合わせが出来る体制を整えている。また、職員は必要に応じて外部研修を受講している。 | ・定款 ・監査契約書 ・法律顧問契約書 ・社労士との顧問契約書 ・外部コンサルタントとの顧問契約書 |
| 20 | 〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること | コンプライアンス委員会及び倫理委員会を設置・運営しており、従前は主にコンプライアンス事案の対応等について審議してきたが、2022年度からコンプライアンスの教育、啓発についても審議事案として対応している。 | ・コンプライアンス規程 ・倫理委員会規程 ・コンプライアンス委員会 委員名簿 ・コンプライアンス委員会議事録（2022年6月22日付） |
| 21 | 〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | (1) コンプライアンス規程第7条において、委員会は専務理事、総務本部長、法制部長及び各事業部長、並びに理事又は有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）1名ないし3名で構成する旨定めており、監事は同委員会に出席し、意見を述べることが出来ることとしている。 (2) 現在の委員の構成は、弁護士1名、元会社社長1名、女性1名などで構成している。 | ・コンプライアンス委員会委員名簿 |
| 22 | 〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | コンプライアンス委員会で審議決定した「コンプライアンス教育計画」に基づきコンプライアンス教育を実施している。 | コンプライアンス委員会議事録（2022年6月22日付） |
| 23 | 〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | (1) JOCインテグリティ教育、事業において、NF担当者を3競技ごとに設置し、計画書作成のもとコンプライアンス教育を実施している。 (2) 選手については、強化指定選手・強化スタッフ行動規範を定めるほか、合宿時、セミナー等を開催し教育している。 (3) 指導者については、コーチクリニック、セミナー等を開催し、コンプライアンス教育を実施している。 | ・インテグリティ教育令和4年度活動計画 ・アンチドーピング規程 ・強化指定選手・強化スタッフ行動規範 ・コンプライアンス委員会議事録（2022年6月22日付） |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--------------------------------|---|---|--|
| 24 | 〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | (1) スピードスケートは「公認審判員中央セミナー」を年1～2回、ショートトラックは「公認審判員中央セミナー」を年1～2回、フィギュアスケートは「審判員セミナー」を年2回実施しており、このセミナーにおいてコンプライアンス教育を実施している。 (2) 2022年度は、「コンプライアンス教育計画」に基づき、実施している。感染症対策のためオンライン参加を含め実施。 | ・スピードスケート公認審判員中央セミナー実施要項並びに資料 ・フィギュアスケート審判員セミナーの案内並びに資料 ・コンプライアンス委員会議事録（2022年6月22日付） |
| 25 | 〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | (1) JSFは会計監査人の設置法人である。 (2) 日常的な相談ルートとして、弁護士、社会保険労務士、公益会計の外部コンサルタントと顧問契約を締結し、専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を整えている。 | ・定款 ・監査契約書 ・顧問弁護士契約書 ・社労士顧問契約書 ・外部コンサルタントとの顧問契約書 |
| 26 | 〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | 会計監査人及び公益会計に関する専門の法人からの指摘・指導を受け「公益法人会計基準」に準じ、財務・経理の処理を適切に行っている。内閣府の立入検査においても指摘事項はない。 | ・定款 ・経理規程 ・監事名簿 |
| 27 | 〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | (1) JSC及びJOCの定める競技力向上事業等実施要項に基づき適切に処理している。 (2) 倫理規程第4条第5項において、役職員・登録競技者の遵守事項として「補助金、助成金、その他の会計処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、不適切な支出、受領や他の目的の流用等不正行為を行ってはならない。」と戒めている。 | ・倫理規程 ・競技力向上事業等実施要項 |
| 28 | 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | 定款第54条の定めに従い、法令上求められている計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録）、事業計画、収支予算書（正味財産増減計算書ベース）、定款、役員名簿等を事務所に常備しており、HPで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/jsf/ | ・HP参照 ・令和3年度の決算書(写)、事業報告（評議員会資料） |
| 29 | 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | 原則3の（3）に記載のとおり、各事業年度ごとISUのコミュニケーション発表時に照らして合理的な時期までに、スピード、フィギュア、ショートトラックそれぞれ国際競技会派遣選手選考対象大会及び選考基準を策定し、選手等に周知するとともに、HP等で公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/whatsnew/detail.php?id=149 | ・HP参照 ・令和4年度(2022/2023)国際競技会派遣選手選考基準 |
| 30 | 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | ガバナンスコードの遵守状況に関する情報として、自己説明に関する資料をHPで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/jsf/ | ・HP参照 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|-----------------------|--|--|--|
| 31 | 〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | (1) 倫理規程第4条第4項において、役委員及び登録競技者の遵守事項として「日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定め管理している。 (2) 理事については、理事会規程第7条で「特別の利害を有する理事は、その議決に加わることができない。」と定め運用している。 (3) 利益相反管理規程を2021年7月14日に制定し、同日から施行した。 | ・倫理規程 ・理事会規程 ・利益相反管理規程 ・利益相反に係る理事会決議事例 |
| 32 | 〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | 利益相反ポリシーを2021年7月14日に制定し、同日から施行・運用している。 | ・利益相反ポリシー |
| 33 | 〔原則9〕通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | (1) 処分手続規程第3章の定めに基づき「相談・通報」窓口を設置しており、この窓口については、HPで周知している。 https://www.skatingjapan.or.jp/soudan/ (2) 審査基準（2）、（3）、（4）については、内部通報者保護規程第3章当事者の責務において定めている。 (3) 通府窓口の担当者は、事務局長、法制部長、専務理事であり、通報が正当に評価されるものであることを熟知している。 2022年7月実施の職員向けコンプライアンス研修の中で、通報は正当である旨を職員に周知した。 | ・処分手続規程 ・内部通報者保護規程 ・HP参照 ・職員のコンプライアンス教育資料（2022.07付） |
| 34 | 〔原則9〕通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心整備すること | 通報の担当窓口は、JSFの事務局長、法制部長（弁護士）と専務理事とし、運用体制は、JSFと直接関係のない外部有識者に委嘱しており、現在は、弁護士1名、有識者2名で構成している。 | ・審査委員名簿 ・HP参照 |
| 35 | 〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること | (1) 懲罰制度の禁止行為については、処分手続規程第3条に違反行為と定め、処分対象者、処分の内容及び処分に至る手続きに関しては、同規程に定めている。 (2) 処分手続規程は、ホームページで周知している。 https://www.skatingjapan.or.jp/jsf/ (3) 聽聞については、同規程第8条に定めている。 (4) 処分結果は、同規定第10条により、処分対象者に書面をもって通知する旨定めてあり、不服申し立てに関しては、同通知者に「日本スポーツ仲裁機構」のスポーツ仲裁の利用が可能である旨並びに申し立て期間について明記している。 | ・細則 ・処分手続規程 ・職員服務規程 ・HP参照 |
| 36 | 〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | 処分審査を行う者は、その中立性と専門性を担保するため、JSFとは直接関係のない専門性を有する外部有識者に委嘱している。 | ・審査委員名簿 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--|---|--|------------------------|
| 37 | 〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | スポーツ仲裁制度の利用については、競技または、運営に関しては、細則第36条に、指導者に関する事項については、処分手続規程第12条に定めている。 | ・細則 ・処分手続規程 |
| 38 | 〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | (1) 近年において、紛争が発生した事案はないが、処分対象者に通知する。 | ・細則 |
| 39 | 〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | (1) リスク管理規程を整備しており、リスクの適切な管理と対応に関し必要な事項を定めている。 (2) 危機管理の対応に関しては、リスク管理規程第12条「緊急事態の対象範囲」において発生し得るリスクを特定し、発生したリスクの通報経路については、同規程第12条及び第13条に定めており、同規程第14条に「緊急事態発生時の初動対応の基本方針」について定めている。 (3) 不祥事対応としての第三者委員会の設置については、同規程第18条第2項及び第3項に定めている。 | ・リスク管理規程 |
| 40 | 〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | 過去4年において、JSF内で不祥事は発生していない。 | ・リスク管理規程 |
| 41 | 〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 過去4年において、JSF内で不祥事は発生していない。 | ・リスク管理規程 |
| 42 | 〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | (1) 加盟団体については、定款第10章で資格要件、資格の喪失、脱退、除名等が定めてあり、細則第5章に「加盟団体の権利義務」についての定めはあるが、「加盟団体との間の権限関係」についての定めはない。従って、GCの要件を満たす加盟団体規程を整備する予定である。 規程の制定に当たっては、加盟団体との調整等を要するため、2024年9月開催予定の定時評議員会までに制定する予定。 (2) 加盟団体への支援に関しては、細則第21条に基づく支援のほか、平成27年から支給基準に基づき加盟団体活性化助成金を交付している。 | ・定款 ・細則 ・助成金交付要綱 |
| 43 | 〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | (1) JSFの活動等の内部情報については、加盟団体及び登録競技者に会報を配付し、提供している。会報には、JSFの事業活動のほか、理事会の議事録等を掲載している。 (2) 前記のほか必要と思われる他の情報は、都度、加盟団体会長若しくは理事長に会長名で通知している。 ※最近提供した情報「スポーツ団体ガバナンスコード」（一般スポーツ団体向け） (3) ガバナンス強化のため、2022年9月開催の定時評議員会にて加盟団体の法人化を推奨した。 | ・直近の会報 |